

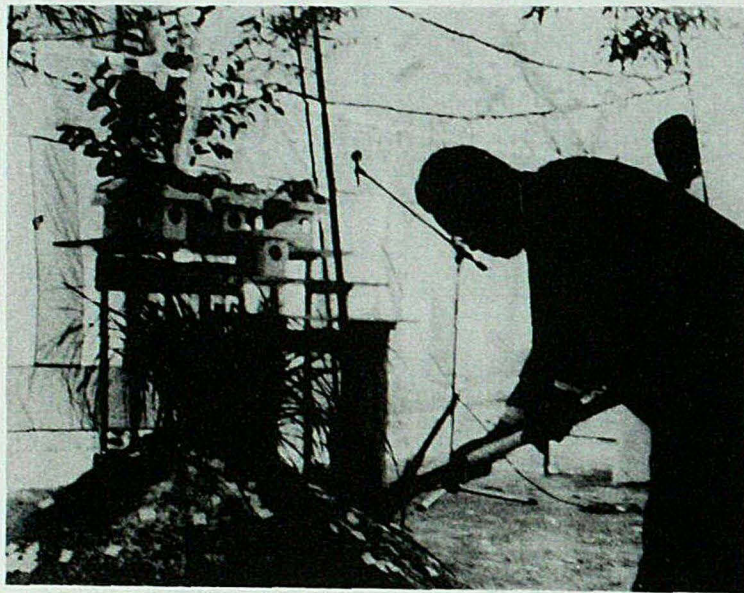
人口の動き		
男	2,575	人
女	2,715	人
合計	5,290	人
世帯数	1,275	世帯
(8月1日現在)		

川辺工業団地

安全祈願祭

来年一月操業開始予定

去る七月二十六日午前九時より
 川辺工業団地(本田関連企業)の
 安全祈願祭が行われました。
 祈願祭には、進出企業の代表者、
 県商工労働部次長、西本県議、旭
 志村長、旭志村議会議員、他多数



(写真は鍬入れをする旭志村長)

の来客が出席し、神事が行われ工
 事の安全を祈願しました。
 川辺工業団地進出企業名

◎部品製造(二社)

九州柳河精機、山田製作所

◎ストックヤード(倉庫業)(八社)

大同工業、日東タイヤ、日本精

機、平井鋼材、ウメトク、カネヒ
 ロ、泉化成産業、内山玄治商店
 敷地の造成(約三ヶ月)、その
 他道路整備などができ次第、工場
 建設を行い、来年一月より操業を
 開始する見通しです。

昭和四十九年度 健康家庭

昭和四十九年度健康家庭の表彰
 式が、七月十七日午後一時より中
 央公民館で行われました。

今回の受彰者は、四年間健康な
 家庭を維持された平部落の上野二
 さんの家庭を筆頭に他十六の家庭
 に表彰状と記念品が贈呈されまし
 た。

表彰者は次のとおりです。

○四年連続

(平)上野二

○三年連続

安武辰喜(伊萩) 野沢ハツエ

(伊萩)

○二年連続

木原カズエ(津留) 中村清蔵

(妻越)

中尾トメヲ(川下)

○一年

藤本繁喜(南桜ヶ水)

武藤 強(小川)

上野文枝(南桜ヶ水)

健康家庭

金子国光(南桜ヶ水)
 栗崎キヌ(南桜ヶ水)
 清水 進(川上)
 青木八千代(高柳)
 村上時春(高柳)
 志水キミ子(平)
 柏原恵達(小原)
 右田信燈(川上)

秋の全国交通 安全運動

期間 九月二十二日から十月一日
 までの十日間

重点目標

1. 歩行者・自転車利用者の事故防止、特に子ども(幼児及び小学校児童をいう)と老人を交通事故から守ること。
2. 運転者等を保護するためのシートベルト、ヘルメットの着用を推進。

第四回定例議会

第四回旭志村議会定例会が去る六月十三日に行われました。今回は、村税条例の一部改正など修正議案が主で、十議案について審議され、原案どおり可決されました。

議案第一号
旭志村税条例の一部を改正する条例について
これは、納期限、延滞金、村民税の減税問題などであり、地方税法の改正により、村税条例の一部を改正するものです。

議案第二号
旭志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
地方税法の改正に伴い改正するもので、均等割三、四九〇円を四、九〇〇円に、平等割五八八〇円を八、二五〇円に改め、税率を所得割「百分の四・三・九」を「百分の五・四・九」に、資産割百分の二・五八を「百分の四・三八」に改正することで、昨年よりも保険料が三四％アップされます。

議案第三号
旭志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
これは現在の助産費二万円を四万円に改め、育児手当が削除されます(七月一日より適用)

議案第四号
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正する条例の制定について
法律(昭和五十年一月二十三日法律第一号)の改正に伴い条例を改正するものです。

議案第五号
繰越明許費の報告について
小集落改良事業、二〇、七二一千元、温泉開発事業一〇、〇〇〇千元は、四十九年に事業ができませんでした。繰越すわけです。一般財源は、一〇、五三七千円残りは特定財源です。

議案第六号
工事請負契約の締結について
これは小集落改良事業で大迫地区の住宅建設で、契約金額一八、〇〇〇千円で伊勢崎工業が落札しました。

第七号議案から十号議案は、菊池市外五ヶ町村組合、衛生施設組合、広域圏等の組合の規約の変更、監査委員の期間の延長であり、これは菊池市収入役の死去により改正するものです。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給法改正について

いまでも戦没者等の遺族に対する特別弔慰金三万円は、大東亜戦争以降の戦没者の遺族に支給されていきましたが、今回、終戦三十周年に当たり、国としても戦没者等の遺族に対し弔慰の意を表わすため法律を改正し、(五十年法律第十号)日華事変間まで範囲を拡大するとともに公務扶助料等の失権日が五十年三月三十一日まで延長になりましたので、五十年四月一日において公務扶助料の受給者がいない場合、その遺族に特別弔慰金二十万円(十年年賦償還)が支給されることになりました。

- 請求要領
1. 特別弔慰金三万円を受給者が請求する場合一請求者の五十年四月一日現在の戸籍抄本。(三万円受給者以外の者が請求の場合は三万円受給者の死亡抄本等添付)
2. 期間延長及び三万円時効未請求の場合一戦没者の除籍簿本、公務扶助料等受給者の失権がわかるもの及び請求者の戸籍抄本。
3. 日華事変間の場合一公務死亡

の確認の要があるため戸籍に戦死、戦傷病死と記載されておらず単に死亡と記載の者は、公務死亡が確認できる書類の添付が必要で、(戸籍関係は2に同じ)遺族の順位は従前のとおりです。○請求書類は役場民生課にありませうので、該当者は、請求されて下さい。

- 新交通指導員に
去る七月八日に新交通指導員に辞令が交付されました。今までは、各部落より一名選出していましたが、本年からは、各校区別に一名選出して、常時活動し、安全の強化を図ることを目的とし、次の方々が任命されました。

- 川下 護川地区 坂本克己
(岩本) 弁利地区 水上正義
(妻越) 新明地区 坂本誠輝
(宇) 麗地区 上野康博
安全協会推せん
中村輝雄 (高柳)

保健所 だより

六月から十月にかけては、食品にカビが生えたりして食品事故が多発しやすい時期ですので食品の取扱いは、十分注意して下さい。ところで今般の県条例の改正に伴い、十月一日から左記食品を販売する際は、許可が必要となります。

- 一、弁当類 (赤飯・にぎりめし・調理パン)
 - 二、生菓子
 - 三、乳製品類 (バター・チーズ・マーガリン等)
 - 四、アイスクリーム類
 - 五、食肉製品 (ハム・ソーセージ・ベーコン等)
 - 六、魚肉ねり製品 (魚肉ハム・チクワ・カマボコ等)
 - 七、冷凍食品
 - 八、豆類
 - 九、納豆
 - 十、めん類
 - 十一、そうざい (つくた煮等)
- その他、食品製造業、食品行商も許可が必要となります。詳細は、菊池保健所、衛生課、食品衛生係にお尋ね下さい。

国勢調査十月一日 全国一斉に実施

本年十月一日には、国勢調査が実施されます。国勢調査は大正九年に第一回が行われ五十年に一回行われてきましたが、本年は十二回目になります。昭和五十年は、昭和半世紀転換の年でもあり、日本の人口を浮きぼりにする点で非常に大きな役割を担っています。

国勢調査は、統計法に基づいて行われる国の最も基本的な統計調査であり、国内に住んでいるすべての人をもれなく調査する大規模な調査で、この調査の結果は、国の政治、行政の基礎資料、都道府県や市区町村の行政資料にも欠くことのできない資料となります。

(調査結果の利用)
調査結果の利用範囲としては、地方交付税の算定基準、都道府県議会及び市町村議会議員の定数、市の設置要件、過疎の指定等、社会福祉対策、労働需給計画、各種の研究機関など、広く利用されます。

又、最近我が国では、国土資源に關連して総人口の動向、人口の大都市集中に伴う過密過疎などを口口地域分布の問題、人口の老化や核家族化に伴う各種の社会、福祉に關する問題、など考えるに当たっても、重要な資料となります。
(秘密の保護)
調査は、就業状態、部屋数、畳数など十六項目であり、申告された個人の秘密を他にもらしたり、課税の資料等に使用することは、固く禁じられています。
たとえば職業など、世帯や世帯員の私的なことについても調査しますが、調査に際して知ったことは、かりそめにもほかの人にももらしたり、窃用したときは、調査員又はこれらの職に在った者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処せられます。
又、この申告により、申告者が不利益をうけないよう、秘密の保護が統計法により、約束されています。
十月一日より、各地区担当の調査員が個別訪問しますので、正確に申告していただき、この調査がよりよい成果が上りますよう、御協力をお願い致します。(企画調整室)

年金だより

国民年金制度が改正されました

国民年金は、年々、内容が改善されていますが、今年もさきごろの国会で改正法律が成立して次のように充実した内容となりました。

表1 福祉年金の増額(50年10月から)

種別	改正前	改正後
老齢福祉年金	90,000円(月額 7,500円)	144,000円(月額 12,000円)
障害福祉年金	1級 135,600円(月額 11,300円)	216,000円(月額 18,000円)
	2級 90,000円(月額 7,500円)	144,000円(月額 12,000円)
母子福祉年金	117,600円(月額 9,800円)	187,200円(月額 15,600円)
老齢特別給付金	66,000円(月額 5,500円)	108,000円(月額 9,000円)

表2 拠出年金の増額(50年9月から)

年金種別等	改正前	改正後
老齢年金	10年年金 174,150円(月額 14,512.5円)	212,250円(月額 17,687.5円)
	5年年金 111,456円(月額 9,268円)	135,840円(月額 11,320円)
	一般(25年年金) 278,640円(月額 23,220円)	339,600円(月額 28,300円)
障害年金	1級 348,300円(月額 29,025円)	424,500円(月額 35,375円)
	2級 278,640円(月額 23,220円)	339,600円(月額 28,300円)
母子準母子遺児、年金	278,640円(月額 23,220円)	339,600円(月額 28,300円)
子等2人	288,240円(月額 24,020円)	349,200円(月額 29,100円)
有期年金の最低保障額	90,000円(月額 7,500円)	144,000円(月額 12,000円)

月分から更に十五万六千円(月額一万三千円)に引き上げられます。また、保険料の納付期間が短かった方には、六十九歳まで拠出の老齢年金を、また七十歳から先は老齢福祉年金を支給することにしていた「有期年金」の制度は廃止されて七十歳以後も拠出の老齢年金(最低保障額十四万四千円)を支給することになりました。

原爆三十周年を迎えて

昭和二十年八月、広島、長崎、に原爆が投下されてから早くも三十年の年月が経りました。その当時の悲惨な状況は皆様もよくご存じだと思います。これらの被爆者の方の救済措置として、昭和三十三年三月に法律が公布されました。その後一部改正が行われ被爆地域が拡大、疾病範囲の追加、諸手当の増額等、次第に条件がよくなってまいりました。現在菊池郡市に被爆者の手続きが済む方が三十九名おられます。この他にもまだこのような制度を知らずに手続きをしてもらえない方がいらっしゃるのではないのでしょうか。まだ手続きをとっていただけない方は、役場にお申し込み下さい。詳しく御説明申し上げます。

厳しい農業事情が続いており、すか、「たばこ作」は毎年健全な伸びを示しております。

たばこ作りで豊かな農家 あなたも作ってみませんか 肥後大津葉たばこ生産事務所

たばこ作の概要はつぎのとおりです。◎収益性の高いたばこ作り

施設の種類	摘要
育苗施設	共同利用
乾燥貯蔵施設	共同利用
農機具等	個人利用
農業機械等	共同利用

たばこの種類 一戸当り耕作面積 黄色種 七六アール 十アール当り代金 一戸当り代金 三八万円 二八四万円 一日労働報酬 約五、三〇〇円

昭和49年産たばこの収益性(菊池地方) 一戸当り耕作面積 黄色種 七六アール 十アール当り代金 一戸当り代金 三八万円 二八四万円 一日労働報酬 約五、三〇〇円

旭志村第一回文化祭

とき 九月十三・十四・十五日
ところ 旭志小学校体育館

旭志村教育委員会、旭志村文化協会、熊本県文化協会、三者の共催により次の日程で初の文化祭が開催される。

○十三日、午後より会場設営及び生花、書画、手工芸品、家庭文化財(掛軸、古文書、その他)から保存されているもの、自慢の盆栽、文芸作品などの展示(十五日まで)

○十四日、文化協会各部出演披露(吟詠、民謡、歌謡、舞踊、民謡)

○十五日、村敬老会行事に参加し文化協会各部からの出演及び青年団演劇により、敬老の日の慰安出しものとなっている。

新図書紹介

- 献本 熊本市 荒木精之先生 (一冊)
- (図書名) ふろさと文学抄 放浪の果て 日本列島縦断随筆 熊本の文化遺跡 熊本歴史散歩 私の地方文化論 初稿の記 相撲道と吉田司家 神風連実記 熊本雑記 河上彦斉
- 旭志村 高永 郷 松喜氏 (一冊)
- (図書名) 人間の 旭志村 伊萩 井上 隆明氏 (二冊)
- (図書名) 草の陰翳 飢餓海峡 春風まほろし谷 貧乏同心御用帳 若者の旗 闇を走れ 花の十郎太 風流太平記 怪盗伝 貴三郎一代 松平長七郎道中記 紅

以上の方々より、公民館へ寄贈いただきました。厚くお礼申し上げます。

○新図書購入 中央公民館では、教育、医学、家事、文学、歴史、各関係の図書を購入しました。

公民館の図書は自由にどなたでも借用できますので、いつでもお気軽にお出で下さい。

同和教育シリーズ No. 2

部落問題を正しく理解し、人間が人間を差別しない明るい社会を築くための、村報を通じてその本質を理解され、村民皆んなで解放と取り組み、民主化運動を推進するために今後連続掲載します。

被差別部落はだれが 何のためにつくったか

一 徳川幕藩支配体制の本質 二 徳川幕藩体制下の部落差別

戦国時代に、戦乱で主人を失った浪人、土地をうばわれた農民、その他商人、職人ら、時代の犠牲となった人びとが、またのこつていたそれ以前の賤民らと合体して別の、条件のわるい定められたところに、まとまって住居させられました。しかし、出はりの自由は多少ありました。このころの賤民制度は、それほど動きのたれないものではありませんでした。

この賤民制度を、エタ、非人制度にして固定化し、しかもこれを

子女孫々、そこからどうしてもぬけ出さないように強化してしまつたのは、豊臣秀吉がまず手がけて徳川幕府へ、そして、それも江戸中期の幕府がくたびれてきた元禄・享保のころでありました。

幕府体制や屋台骨である身分制度が、ガタつきはじめたのであります。徳川幕府体制の心臓が重病にとりつかれたのであります。

幕府も、このたて直しに、一生けんめいになりました。そこで農民たちに重い税金や年貢をびしびしかけてまいります。文句をいわ

せず、年貢や税を取りたてるために身分制度のゆるんだタガを引きしめます。それはつまり差別を強化することと同じであります。一般的身分差別がかくのごときのもので、非人にすべての差別的しわよせ、がかります。エタ、非人を強く差別しなければならぬように、幕府も藩も命じます。こうして、今のような被差別部落、部落差別は、このころに、こんな過程のなかで、ほんとうにできあがります。

「多」という字は、けがれ(穢)がおお(多)いという字であり、非人とは、人にあらずと読めます。人間ではないということであり、坊さんが、つけてくれた位牌や墓石の戒名に、童男、僕男、革女、梅陀羅男、梅陀羅尼などかいてあります。僕はしもべという字、革は皮という意、梅陀羅とは梵語で、古代インドで、一番下の賤民のことあります。こも被りと呼ばれていた非人のこときは、武士たちの、刀の試し切りの材料にもされました。何というむごい軽べつ、差別でありましょう。

しかしこれは、エタ、非人を差別することが結局の目的ではありませんでした。前にも述べたように、中央も地方も、武士たちは、純然たる消費生活者で、しかも身分的な支配体制を維持するために

巨額な出費を必要としていたが、その収入については、農民から年貢をたつぷり取るよりほかに道はなかつたのであります。そのため手段として、部落差別は、いたしたいまでに強化されていったのであります。

木綿のきものだけにせよ、青ぞめか波ぞめの無地の着物にせよ、帯をしめてはいけない、髪は草でも傘も下駄もつかうな、わらじかはだしならぬ、五寸四角か皮のさしか、木札を体につけて、エタ、非人であることがだれにもすぐわかるようにせよ、夜は出あるくなく、やむをえず出るときは、それとわかるようにならうらんをつけて歩け、降つても照つても着物のすそをはしり、わらじをはいて、だれにでも一目でエタ、非人とわかるようにせよ、食事はにぎり飯にせよ、たべものは、木の芽草の芽などをとり集め主食のたしにし、村役人のやつかいになるな、一般の人とたばこの火をつけ合うな、一般の人にこたはかけるときはは土下座せよ、一般の人の家には行ってはいけない、もしやむをえない用事ではいるときは、はきものをぬいで、はだしではいり、台所土間にむしろをしいて用をたせ、行き来する人に無礼のないよう道のはしの方にかたよって歩け、部落を出て奉公や結婚する

ことはまかりならん、それがわかれば家族まで罰する、一般の人といっしょに食事してはいけない、農家などで働いてはうびをもらうにもいったん地面にすてたものをひろえ、お寺も真宗にせよ、すもや芝居を見てはいけない、……。こんな細かなばかげた命令まで幕府や藩は出しました。

安政六年、江戸の真崎稲荷のまつりの日、浅草に住んでいたエタの一人がお参りにきて、鳥居をくぐりました。それを見つけた土地のもの、エタがか参りに来た、けがれる」とさわきたてたので、そのエタの人は胸をはって「おれだつて同じ人間だ。神さまからみればだれも同じだ」といいかえし、くしやうだ。殺してしまえ」とみんなが集まって、その人を殺してしまつたのであります。

これを知つた部落の人びとは、幽きしりして怒つたが、どうしようもありませんでした。そこでエタ頭の弾左門は、町奉行所という役所へ、下手人(殺人者)を人殺しの罪でばつていただいたいと願いました。ところが奉行所は「およそ、エタの身分は平民の七分の一に相当する。エタ七人を殺したのだから、町人一人の下手人を出すことはできない」という判決を下しました。それはあまりにもひどいと弾左門が抗議し

た

ましたら、「一人の下手人がはしければあと六人殺されてこい」といいました。
このようにひどい差別裁判を時の裁判所である奉行所が堂々とおこなったのであります。政治支配



くらだけ友の会 ソフトボール大会

— 子供大会伊萩チーム優勝 —



第九回くらだけ友の会子供ソフトボール大会が、七月三十日午前九時より、中央グラウンドで行わ

子供ソフトボール 大会

権力がいかに差別の強化をはかったか、それは何のためであったか、言語道断といわざるをえません。私たちの祖先は、できるだけ公然と差別しなければならなかったし、できるだけ公然と差別されな

ければなりません。差別したり、されたりする制度のことを身分制度といいますが、差別される方の極にエタ、非人がおりました。このエタ、非人を差別すること

れました。当日は、台風一帯の接近により、風が少し強く、悪条件を克服して好ゲームが展開されました。成績は次のとおり。

- 一位 伊萩チーム
- 二位 岩本チーム
- 三位 川上チーム

親子ソフトボール 大会

岩本チーム優勝

去る八月一日午前九時より、中央グラウンドで、十四チームが参加して親子ソフトボール大会が行われました。

開会式には、昨年度優勝した川上チームの右田亨君が選手を代表して「正々堂々と戦います」と宣誓し、各チームA・B・Cコートで試合が開始されました。当日は、三十度を越す炎天下に白熱戦がくりひろげられた結果、成績は次のとおりです。

- 一位 岩本チーム
- 二位 川上チーム
- 三位 伊萩チーム

税務署だより

によって、身分制度が維持でき、それによって幕府も藩も自分たちの支配体制が維持でき、それによって年貢が十分にとれ、かつ武士たちの消費生活も体面も保てたのであります。(続)

災害と年金

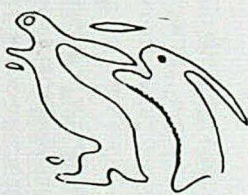
毎年、夏から秋のシーズンになると、台風や大雨による被害が各地で起っています。不幸にもこれらの災害にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合には、サラリーマンの方も税務署に手続をとると被害の程度に応じて源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署にご相談ください。

お年寄りと税金

国では、老人福祉に力を入れています。税金でもお年寄りのためにいろいろな特典を設けて優遇しています。「お年寄り控除」や、年金などで生活している方のための「お年寄り年金特別控除」がそれです。これらの控除が受けられるのは六十五歳以上で所得が二十万円以下の方です。また、七十歳以上のお年寄りを扶養している方には、「老人扶養控除」があります。詳しいことは、税務署にお尋ねください。

すすんで

胃の検診を 受けましょう



九月十七・十八・十九日・三日間 がんはがん細胞といって、正常な細胞が何かの原因で狂ってしまつて、どんどんふえて周囲にひろがつたり、よその場所にとび火したりするため正常なはたらきが妨げられ、遂に死に至る病気です。がんはどこにでもできますが、特に日本人に多いのは胃がん、子宮がんです。

がんはその初期には痛くもかゆくもなく、いつ、どうしてできるかもはっきりわからないので、早期発見、早期治療が、がんから生命を守る最良の方法とされています。村では、九月十七・十八・十九の三日間、対がん協会の検診車による健診を行います。検診料金は九〇〇円ですが、村より補助しますので五〇〇円です。胃検診の対象者は、放射線障害

ことばの使用について

保護司 中村時雄



冒頭に際し保護司の立場から今回はことばの使用について提唱致します。ことばの使用いわゆる物の云い方一つが如何に社会を明るくし、世の中から犯罪を未然に防止するかに大きな意味をもっているかと云うことであります。

毎年行われる法務省主催の社明運動も文明社会の発達とはうらはらに事故犯罪の増発に対処し大衆の良心に訴へ、その阻止運動を展開するのが目的であります。

何事もなきかの如き旭志村にもやもすると警察や裁判所の御厄介になつてはいる些細な出来事が、時々見受けられる様です。

特に青少年の交通事故や違反等もその一つであります。小は大を招くおそれありと申されます。親たちの無関心や子供達への思いやりにもその責任の重大さをつづ

痛感致します。

些細な出来事として簡単に片付けてしまう事なく事故犯罪の発生を未然に防ぐことに心からの御協力をお願いする次第であります。

よく新聞やテレビに「青少年に愛の一声かけましょう」と云うのが出て参ります。今日は社明運動の一端として日常のことばの使い方について簡単に申し上げその効果の大なるを吟味していただき度いと存じます。題することばにはほんとうのことばと嘘のことばがあります。使い方に依つては何れも逆、真の結果をもたらす役立つことばともなり、又罪悪につながることばともなります。その人の理性によつて使うことばの結果的効力を充分判断していただく必要がある様です。基本的なことばの意味は飽くまで人に嘘を云わぬことばであり、他人の幸のために喜ぶことばをかけ合うにあります。

お早様でございます。今日は夕今晩は夕いかがですか。その一言に人生生活の一日一日が明け暮れる。家族であろうと、他人であろうと、又、友だちであろうと、日常交すことばの魔術的効力を善のために云いかえれば、明るい幸は自分達のために大いに活用致しましょう。又、かけられたことばを受け止める方にも同じ結果が生じて参ります。邪推や猜疑の心を捨てて素直な気持ちで受け止めることが一番

大切な事だと思ひます。以上簡単に申し述べましたが交すことばの一つ一つがいかに大事か、社会を明るく推進するためにどれだけ大きく役立つか、豊かな人生経験をもつて良識の輪の中に事故犯罪を消滅し真の心を養つて行く様御指導御協力をお求めする次第であります。最後に社会を明るくする最大の目的は、明日をになう青少年の健全なる育生にあることを、もう

警察官募集

菊池警察署

警察官を募集しています。

昭和五十年警察官採用試験は、熊本県警のほか埼玉、千葉、警視庁、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、福岡の各都府県の警察官を志望する人が、同時に受験するようになっていきます。

あなたのフレッシュな情熱を国民の幸福と生活を守る生きがいのある仕事に役立てよう、ふるって応募してください。

この採用試験の実施概要は次のとおりです。
。受験資格
昭和二十三年四月二日から昭和三十三年四月一日までに生ま

一度深く理解していただくことであります。



れた男子

調査A 大学卒業生(五十二年三月卒業見込者を含む)
調査B 高等学校卒業程度の学力を有する者

受付期間

八月一日から九月二十六日まで
。試験日
十月二十六日(日曜日)
。試験地
熊本市、玉名市、八代市、本渡市

問合せ先

菊池警察署
電話(菊池局)五二二〇五
熊本県人事委員会
電話(熊本六六一一一)
内線二六九三
熊本県警察本部警務課
電話六六一四一一
内線二二七

防止の見地等から左記の者は原則として対象としないことになっております。

- 一、現に医師の指示により治療を受けている者
 - 二、妊娠中の者、若しくはその疑いのある者
 - 三、四〇才以下の者
 - 四、七五才以上の者
- 自分からすすんで検診をうけてがんより身を守りましょう。

老人検診及び循環器検診を受けましょう

国民の死因の六割を占める成人病に対する対策の一環として、成人に多い循環器疾患を主とした検診が行われます。

本年は、泗水の養生園で、九月二十三日より、十月八日までの間です。
。該当者
循環器検診は、満四〇才より満六四才までの人
老人検診は、満六五才以上です。高血圧、脳卒中、心臓病の早期発見につとめて、健康な生活を送りましょう。



養生園説法

(二)

公立菊池養生園々長

竹 熊 宣 孝

この養生園も、開園して約二十カ月たちましたが、職場健診や住民健診で毎日追われています。

マイクロボスが各町内や職場を廻って、皆さんを運んでいます。

一日三〜四回、多い時は一〇〇人近くになります。職員は一七名ですが、精一杯頑張っています。

来られる方々はほとんどが初めての方ばかりで「こぎやん畑の中にこぎやん立派(？)な病院のあつとは知らなんだ。病院というよりお寺か学校のごたつですな!!」

こんな話もきかれます。ここは病院じゃなかですもん。皆さんが、養生の勉強ばしなはつとですたい。なんでん見たり、きいたり、ためしたりして帰んなはりますせ。」

しかし、時にはマイクロボスに五人しか乗って来られない時もあります。「やっぱりのちより金が欲しいかたろうな。雨の降るとうるいよこい。天気になると、がまださにかやというて、朝から晩まで、年から年中働きっぱなし。人間はつくこけちかり慌つとですもんな。」

「あんまりいそがしかな。」

ときや、時にはなかつもよかですな。」

こんな会話もきかれます。「しかし皆さんの養生園ですけん使わんとそんですよ。」

しかし来られた方から「来てよかつた。父ちゃんもつれちくりよよかつた。」

「食べもんの勉強にはいつくつとよかですか。」

「来年もまた来ますはい!」
「はよ病気の見つかつてよかつた。やつぱり自分からやらにやーほんなこつにやーなおらんですもんな!」
「甘かつあ、やつぱりいかなですか。悪かてちや思いよつたですたい。いのちにかえられんけんもう止めますたい。」

こい言われる方々の肩をたたいて送り出す時が一番幸せな日です。

『メモ』『食養生の会』、毎週木曜日午前十時。会費(試食代共五百円)、糖尿病や肥満症の方は朝食ぬきで来られる、糖負荷試験ができます。前日まで予約、電話

酒水(〇九六八三)八局二八二〇番

◎ 出生

氏名	父の名	部落
永田 和彦	直	伊坂
田中 美穂	幸廣	伊坂
中村 由里	幸弘	妻越
岩根 賢二	弘一	岩本
有田 美幸	頼男	南桜ヶ水
稗田 英美	誠史	小原
山田 亜紀	哲夫	妻越
佐藤 ゆかり	靖昭	伊萩
吉本 正樹	勇輝	伊坂
田崎 高弘	弘人	大迫
水上 英和	政則	姫井
水上 京子	法昭	姫井

◎ 死亡

氏名	世帯主	部落
清本 ハツ	中村鹿蔵	高柳
三池 ツ子	忠雄	高永
青木 ミチエ	茂	川上
高宗 トク	久人	妻越

◎ 寄付ありがとう

村社会福祉協議会

本村社会福祉協議会の事業資金として、次のかたがたから、あたたかいご寄付をいただきました。

社会福祉協議会では、みなさんからお預りしましたこの貴重なお金を、恵まれない人に貸付けた

り、社会福祉のための資金として活用しております。ここに報告と併せて厚くお礼申し上げます。

尚、今回からは、前号でお知らせしましたとおり、金額の掲載はいたしませんので御了承下さい。

香典返し(敬称略)

中村鹿蔵 高柳

三池忠雄 高永

高宗久人 妻越

青木 茂 川上

台風シーズンです

八月九月は台風のシーズン。

台風情報に注意して防災準備は早目にいたしましょう。

九州電力からとくにつぎのこと

をお願いたします。

(台風前)

・テレビアンテナ、看板、煙突などは風で倒れないようしっかりと取りつけましょう。倒れて電線を切ると大へん危険です。

・樹木や雨どい、看板の支線などが電線にふれる恐れのあるところは、あらかじめ取り除きましょう。これも風で電線を切ることがあります。

・このようなことがありましたら最寄りの九州電力営業所へ御連絡下さい。

(台風後)

切れた電線や低くたれさがっている電線には絶対にさわらないで、すぐ最寄りの九州電力営業所へ御連絡ください。

二重売買と登記について

登記について

「問」甲が乙に土地を売ったが、丙はそのことを承知のうえで、乙よりも高値で甲から同じ土地を買い、すぐに自分(丙)名義で所有権移転登記をしてみました。

乙はその土地を丙から取り戻せるか。

「答」取り戻せない。

本来なら乙の買取りの方が早いので、結論は逆になりそうです。よ法の一七七条は「不動産に

関する物権の得喪及び変更は、登記法の定むるところに従い、其登記を為すに非ざれば之を以て第三者に対抗することを得ず」と規定しています。

つまり、不動産の権利取得は何よりも先ず、その登記がないと第三者(丙)に主張できないことになっていきます。乙には登記がないのだから甲からの取得を丙に主張できません。